



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

○ 公安委員会規則

*4 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則 1

○ 諸報

県営住宅等の管理の特例に係る公告 (和歌山県住宅供給公社) 1

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第4号

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

和歌山県公安委員会委員長 中野 幸生

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則（昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第52条 略 2・3 略	第52条 略 2・3 略 <u>4 学校長は、校務を処理するに当たり、警務部長の監督を受けなければならない。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

諸 報

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年3月30日

和歌山県住宅供給公社理事長 下 宏

1 和歌山県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
和歌山県住宅供給公社

2 1で定める者が管理を行う県営住宅等

和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）別表第1及び第2に掲げる県営住宅等

3 1で定める者が行う県営住宅等の管理の内容

(1) 2で定める県営住宅等のうち和歌山市、海南市、橋本市、有田市、紀の川市、岩出市、海草郡、伊都郡及び有田郡の区域に存する団地に係る管理の内容

ア 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）による県営住宅等の管理

イ 県営住宅等の修繕に関する業務その他アに付随する業務

(2) 2で定める県営住宅等のうち、(1)に掲げる県営住宅等以外のものに係る管理の内容

和歌山県営住宅条例第4条に規定する入居者の募集及び同条例第9条第1項に規定する抽選に関する業務

4 1で定める者が県営住宅等の管理を行う期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで